

錦川水系ダム運用高度化検討業務  
プロポーザル応募要項

内 容	項
錦川水系ダム運用高度化検討業務	1～4
参加表明書	5
質問書	6
提案書(表紙)	7



## 錦川水系ダム運用高度化検討業務に係るプロポーザル応募要項

### 1 目的

本業務は、ダムの運用高度化によって水力発電の増電を行うことを目的として、錦川水系における向道ダム、菅野ダム、水越ダム、平瀬ダムを対象に、主として洪水期間中の運用高度化を活用した水力発電の増電検討を行うものである。

### 2 業務の概要

別添「錦川水系ダム運用高度化検討業務委託仕様書」のとおり

### 3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月26日まで

### 4 予算限度額（消費税を含む）

80,000千円

※提案の内容が予算限度額を超えている場合は、最優秀提案者とししない。

### 5 提案の書類

提案書については、次の内容を網羅したものを各7部（正本1部、副本6部）提出するものとする。

用紙サイズはA4として、提案に係る資料枚数は制限を設けない。

- (1) 業務基本事項に係る資料
- (2) 業務体制に係る資料
- (3) 専門技術力に係る資料
- (4) 参考見積書  
積算内訳を明記
- (5) 会社概要（又はそれに類するもの）

### 6 提案書類等の提出方法及び提出期限

- (1) 前項5に示した資料（提案書、参考見積書等）については、会社名、会社所在地、担当者名、連絡先（電話・FAX）を明記した提案書表紙（様式：本要項7ページ）を添付し、次のとおり提出すること。

#### ア 提出期限

令和7年2月20日（木）午後5時まで（必着）

#### イ 提出方法

持参又は郵送により提出することとし、郵送の場合は書留とすること。

#### ウ 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1

## 7 提案者の決定通知等について

(1) 企画提案書等の審査により、最優秀の提案者1者を決定した後、選定結果を提案者全員に対し、文書により通知する。

※ 提案書類を受領し、プレゼンテーションが必要と判断した場合は、令和7年2月21日（金）に提案者に連絡の上、令和7年2月下旬にプレゼンテーションを実施する。

(2) 提出された企画提案書等は、特定の提案者1者を決定するための資料であり、事業実施に当たっては、契約の相手方を決定後、詳細な仕様書を作成し、その仕様に基づき事業を実施する。

## 8 審査基準

別紙、「審査基準」のとおり。

## 9 提案に係る経費

書類の作成など、提案に要する経費は企画提案者の負担とする。

## 10 提案書の返還

この要項に基づき提出された提案書については返還しない。

## 11 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加する場合は、令和7年2月4日（火）午後5時まで（必着）参加表明書を提出すること。

なお、受注実績として求めている「ダム運用に関する検討業務」とは、ダムの運用高度化の検討業務、ダム事前放流の検討業務、ダム流入予測検討業務等をいう。

## 12 質問と回答

この要項に関する質問の提出については、次のとおりとする。なお、質問に対する回答については、提案参加者全員に対し行うこととし、回答文書については、この要項を追加又は修正したものとして取り扱う。

(1) 質問書（様式：本要項6ページ）の提出期限・提出方法等

令和7年2月4日（火）午後5時まで（必着）

持参、郵送、FAX又は電子メールによること。

なお、FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信確認を行うこと。

(2) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県企業局 電気工水課 調整・管財班 宛

TEL : 083-933-4030 FAX : 083-933-4029

電子メール : [a40400\\_mitsumori\\_01@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a40400_mitsumori_01@pref.yamaguchi.lg.jp)

(3) 回答期限・回答方法

令和7年2月6日(木)午後5時までにFAXにより回答

## 8 審査基準

下記の審査基準に基づき、厳正な審査を実施する。

審査項目	審査基準	配点
□業務基本事項		25
・内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書を理解の上、以下の2項目について記載がされているか。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①菅野ダムにおける運用水位の検証及び検討</li> <li>②ダムの運用高度化の検討</li> </ol> </li> <li>・上記②について、仕様書の業務内容の基本的方針等に合致した記載となっているか。</li> </ul>	10
・業務計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務計画に、仕様書に明示した業務予定に沿って打合せ協議及び検討内容等が記載されているか。</li> </ul>	10
・成果報告書の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入すべき成果報告書が、全て記載されているか。</li> </ul>	5
□業務体制		20
・管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施にあたり、業務管理及び統括を行う者を配置した管理体制がとられているか。</li> </ul>	10
・管理手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を確実に実施するための、具体的な進捗管理手法の提案がされているか。</li> </ul>	10
□専門技術力		45
・検討方法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の2項目について、検討手法が記載されており、仕様を満足する内容となっているか。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①菅野ダムにおける運用水位の検証及び検討</li> <li>②ダムの運用高度化の検討</li> </ol> </li> <li>・検討手法の裏付けとなる参考資料が明示されている場合は、優位に評価する。</li> </ul>	20
・検討成果の品質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の2項目について、検討成果の品質向上に資する具体的な工夫の提案があるか。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①菅野ダムにおける運用水位の検証及び検討</li> <li>②ダムの運用高度化の検討</li> </ol> </li> </ul>	10
・組織としての経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月1日から、令和7年2月20日（提案書の受領期限）までに、ダムの運用高度化の検討業務を実施したことがあるか。</li> </ul>	5
・業務従事者としての経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月1日から、令和7年2月20日（提案書の受領期限）までに、ダムの運用高度化の検討業務又は類似業務（※）に従事した者が関与しているか。</li> </ul> <p>※類似業務：ダムの運用に関する検討業務</p>	10
□見積金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務執行が可能であるか。</li> </ul>	10
合 計		100

# 参 加 表 明 書

令和 年 月 日

山口県企業局 電気工水課 調整・管財班 行  
(F A X : 0 8 3 - 9 3 3 - 4 0 3 0)

提案参加者  
住所  
商号等  
担当者  
電話・F A X

業務名 錦川水系ダム運用高度化検討業務

---

上記業務のプロポーザル方式に係る手続に参加したいので、下記のとおり資料を提出します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること、添付資料の内容は事実と相違ないことを誓約します。

## 記

### 1 ダムの運用に関する検討業務の受注実績（注）

(注) 実績の確認のため、テクリスの完了登録の内容確認書の写しを添付すること。ただし、テクリスで内容が確認できない場合は、発注機関が発行する発注証明や委託契約書の写しを添付すること。

また、共同企業体での受注実績の場合は、共同企業体協定書の写しなど、構成員や出資比率のわかる資料を提出してください。

# 質 問 書

令和 年 月 日

山口県企業局 電気工水課 調整・管財班 行  
(FAX : 083-933-4030)

提案参加者  
住所  
商号等  
担当者  
電話・FAX

## 錦川水系ダム運用高度化検討業務に係る質問について

このことについて、下記のとおり質問します。

記

番号	質問内容

**※ 提出期限 令和7年2月4日(火)午後5時まで(必着)**



# 提案書表紙

令和 年 月 日

山口県公営企業管理者 弘田 隆彦 様

提案参加者  
住所  
商号等  
担当者  
電話・FAX

## 錦川水系ダム運用高度化検討業務に係る提案書について

このことについて、別添のとおり提出します。  
なお、提案書の内容は、事実と相違ないことを誓約します。